

保体 第1722号
平成29年3月31日

市町村教育委員会教育長
各県立学校長殿
教育事務所長

茨城県教育委員会教育長
(公印省略)

運動部活動における適切な休養日の設定等について（通知）

スポーツ庁では、本年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、中学校での一週間の部活動時間や休養日の設定等について調査を行い、先般、調査結果の取扱い及び活用について通知したところです。

また、本県においても、中学校及び高等学校における運動部活動の休養日の設定状況等について基礎的な調査を実施したところです。

については、これらを踏まえ、生徒のバランスのとれた生活や成長及び教員の負担軽減に配慮しながら、下記により、適切な運動部活動を実施願います。

さらに、国においては、平成29年度末を目途に、適切な練習時間や休養日の設定を含むガイドラインを策定する予定であることから、県においても、国の状況を踏まえながら、今後、新たな部活動の在り方等の検討を進めていく予定です。

なお、市町村教育委員会にあっては、このことについて、貴管下の中学校に周知されるとともに、指導方御配慮願います。

記

1 県調査の結果及び活用について

本年度、「運動部活動指導の工夫・改善支援事業（国委託）」を活用して運動部活動推進委員会を設置し、中学校及び高等学校の部活動における休養日の設定状況等について、「茨城県中学校、高等学校における運動部活動に関する調査について」（別添1）のとおり基礎的調査を行った。

その結果、高等学校では、土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）の約2分の1を部活動の休養日としており、週休日のうちいずれか一日は休養日としていることがうかがえる一方で、中学校では、休日の約3分の2を活動日としている現状が明らかになったことから、早急に課題の検証及び改善を図りたい。

2 休養日の設定等に係る留意点について

文部科学省（スポーツ庁）及び本県におけるこれまでの通知等を踏まえ、改めて「運動部活動における適切な休養日の設定等に係る留意点」（別添2）をまとめたので、各学校においては、全教職員に配布し再確認を行うとともに、教育計画の見直しを行うこと。

また、併せて、休養日の設定等について保護者への周知・理解に努めること。

なお、県では、今後、朝練習（始業前練習）の在り方について検討を進めていく予定である。

3 部活動の工夫・改善，効率化に向けた取組事例について

これまで、県では、「学校の業務改善に向けた取組に係るモデル校事業（国委託）」において、中学校の運動部活動に係る業務改善をテーマの一つとして取り扱うとともに、「運動部活動指導の工夫・改善支援事業（国委託）」を活用して外部指導者を中学校へ派遣し、その活用を促進してきたことから、改めて、これらの成果について「部活動の工夫・改善，効率化に向けた取組事例」（別添3）のとおりまとめたので、各学校において、効率的・効果的な部活動運営に向けた取組の参考とされたい。

問合せ先

〒310-8588

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県教育庁学校教育部保健体育課

学校体育担当 五十野，塚田

電 話 029-301-5353（直通）

FAX 029-301-5369

平成 29 年 3 月
茨城県教育庁学校教育部保健体育課

別添 2

運動部活動における適切な休養日の設定等に係る留意点

- 1 生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮する観点から、学校の決まりとして、中学校では週当たり 2 日以上、高等学校では週当たり 1 日以上の休養日を設定すること。

- 学校の決まりとして休養日を設定すること等を通じて、運動部活動の適切な運営を図ること。

「平成 28 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果の取扱い及び活用について」
(平成 29 年 1 月 6 日付け 28 ス庁第 540 号通知)

- 中学校の運動部では、学期中は週当たり 2 日以上の休養日を設定。高等学校の運動部では、学期中は週当たり 1 日以上の休養日を設定。

文部省「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」(平成 9 年 12 月)

- 「行事を行なわない日」は、毎週月曜日及び木曜日とする。

『「行事を行なわない日」の趣旨の徹底について』(昭和 41 年 10 月 6 日付け総発第 156 号通知)

- 運動部活動の適正化を図ることにより、教員の負担軽減に努める。

- 2 学校や地域の実態等に応じ、試合期を除いて土曜日及び日曜日のどちらかを休養日とするなど適切な運営に努めること。

(注) 試合期の「試合」とは、中学校では全国中学校体育大会及び県新人体育大会、高等学校では、全国高等学校総合体育大会及び全国高等学校選抜大会等を指す。(いずれも予選を含む。)

また、試合期において土曜日及び日曜日の両日とも部活動を行う場合には、中学校では週当たり 2 日以上、高等学校では週当たり 1 日以上の休養日を確保すること。

- 全国学校体育大会や都道府県学校体育大会等の試合期を除いて、学校や地域の実態等に応じ土曜日や日曜日等を休養日とするなど適切な運営に努めること。

「運動部活動の実施に伴う適切な運営について」(平成 19 年 4 月 26 日付け保体第 3717 号通知)

- 練習試合や大会への参加など休業土曜日や日曜日に活動する必要がある場合には、休養日を他の曜日で確保。

文部省「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」(平成 9 年 12 月)

- 3 朝練習(始業前練習)については、生徒の健康や生活リズム等に配慮するとともに、生徒や保護者に対して十分な説明と理解を得た上で実施すること。

- より効率的、効果的な練習方法等を検討、導入することや一日の練習時間を適切に設定すること等は、成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防ぐためにも、また、心理面での疲労回復のためにも重要です。(一部抜粋)

文部科学省「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」(平成 25 年 5 月)

- 一日のスタートである朝は、生徒ばかりでなく教師にとっても大切な時間である。登校してきた生徒の出迎えや落ち着いた雰囲気朝の会を行う等の配慮が必要である。

(一部抜粋)

茨城県教育委員会「平成 28 年度教員ハンドブック」

- 保護者に対して、学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、計画等について積極的に説明し、理解を得ることが望まれます。

文部科学省「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」(平成 25 年 5 月)